

青梅市恩給条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 17 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市恩給条例等の一部を改正する条例

(青梅市恩給条例の一部改正)

第 1 条 青梅市恩給条例（昭和 28 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項ただし書を削る。

(青梅市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第 2 条 青梅市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正前の青梅市恩給条例第 9 条第 1 項ただし書の

規定にもとづき、この条例の施行の際現に担保に供されている恩給を受ける権利および施行日前の貸付けの申込みにかかる恩給を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。